

# 裁判員の事実認定における感情の影響： 被害者意見陳述の影響と感情制御の効果

伊東裕司<sup>1</sup> 松尾加代<sup>2</sup> 藤田政博<sup>3</sup> 渕野貴生<sup>4</sup> 中川孝博<sup>5</sup> 赤坂有紀<sup>1</sup>  
(<sup>1</sup>慶應義塾大学文学部 <sup>2</sup>慶應義塾大学先端研究センター  
<sup>3</sup>関西大学社会学部 <sup>4</sup>立命館大学法務研究科 <sup>5</sup>國學院大学法学部)

キーワード：被害者意見陳述、感情制御、事実認定

刑事裁判においては、その場にいるものの感情を喚起するような証拠が提示されることが多く、また感情的な形で提示されがちである。このような証拠が、特に裁判員の感情を喚起した場合に、裁判員の判断が感情に左右され、不適切な判断がなされることが懸念されている。日本の裁判においては、事実認定と量刑判断の手続きが分離されておらず、そのため本来量刑判断のためのものと考えられる証拠も事実認定の前に提示されることになる。たとえば被害者や被害者遺族による意見陳述 (victim impact statement; 以下 VIS) のように事実認定とはかかわりのないはずの情報が事実認定に影響を与えてしまう可能性が指摘されている。(松尾・伊東、2013a)

松尾と伊東(2013a)は、模擬裁判員に殺人事件の裁判シナリオを提示し有罪か無罪かの判断を求め実験において、被害者の遺族による VIS が提示されると、提示されなかった場合に比べネガティブな感情、特に怒りが強く喚起され、また有罪判断が多くなることを示した。一方で、松尾と伊東(2013b)は、同様の模擬裁判実験において、裁判シナリオの提示の前に分析的、理論的、合理的で認知的努力を必要とする認知処理を促す課題に従事させたり、刑事裁判の原則と裁判での判断の仕方についての説示を与えることが、ネガティブ感情を抑え、有罪判断を減少させることを示した。

欧米における陪審研究においては、多くの国において事実認定と量刑判断の手続きが二分されていることから、VIS が有罪・無罪の判断に与える影響についての研究はほとんどない(松尾・伊東、2013a)。松尾と伊東(2013a)が指摘するように、VIS

が有罪・無罪の判断に影響を及ぼすかどうかを明らかにするためにはさらに実験研究が必要である。本研究の目的の一つは、松尾と伊東とは異なった裁判シナリオを用いて、VIS が事実認定に影響を与えるかどうかを検討することである。

また松尾と伊東(2013b)ではシナリオ提示前の認知課題や説示がネガティブ感情を抑えたり、有罪判断を少なくすることを示したが、本研究では、シナリオ提示後に感情を抑えると考えられる操作を加えることにより、ネガティブ感情が抑えられ、有罪判断が減少するかについて検討する。さらに、模擬裁判員の感情に関する個人特性や感情状態の指標として、質問紙によりさまざまな項目を測定し、実験条件とこれらの測定、および有罪・無罪判断の間の関係について検討することも本研究の目的とする。

## 方 法

### 実験参加者

人材派遣会社を通して集めた 20 代～60 代の男女 120 名(男性 61 名、女性 59 名、平均年齢 37.38 歳)が実験に参加した。

### デザイン

感情制御の操作(説示・説明・なし)と VIS(あり・なし)を要因とする 3 x 2 の計画で実験が行われた。実験参加者は 6 群のいずれかに男女比、年齢構成がほぼ均等になるように割り当てられた。

### 実験材料

実際の事件を参考に審理内容を再現したビデオ(北蒲アパート殺人被告事件一審再現ビデオ、伊東裕司研究室で作成)を使用した。事件は、アパートの隣室に住む姪の部屋に包丁を持って押し入った

男を、叔父が奪った包丁で刺殺したというもので、実際の裁判では正当防衛が認められ無罪となった事件に基づいている。検察官、弁護人による冒頭陳述に続く、裁判官による公判前整理手続きの結果の説明の中で、正当防衛が成立するか否かが第1の争点であること、正当防衛が成立するための要件などが説明されている。ビデオはVISなしのバージョンと、被害者の母親による、悲しみの感情を前面に出して、被害者の良い性向と自身の悲しみと事件の理不尽さを訴えるVISを挿入したバージョンが用いられた。ビデオの長さは、VISなしバージョンで32分30秒、VISあり条件で37分13秒であった。

実験参加者のネガティブ感情や怒りに関する傾向を測定する尺度として、3つの尺度の質問項目が用いられた。一つは、伊藤と上里(2001)によるネガティブな反すう尺度14項目である。「一日中ずっと、嫌なことばかりを考え続けることがある」「何日もの間、嫌なことを考えるのに没頭することがある」などからなり、1(あてはまらない)～6(あてはまる)の6段階で回答を求めた。評定値は1～6点で、値が高いほど反すう傾向が強いことを意味する。二つ目は、渡辺・小玉(2001)によって作成された、怒り喚起・持続尺度のうち、怒りの持続しやすさ尺度8項目(「むかついたときのことを思い出すと、平静ではいられない」「自分をないがしろにされたときの気持ちはいつまでも忘れられない」など)を用いた。1(全く当てはまらない)～5(よく当てはまる)の5段階で回答を求め、各項目の得点を合計して尺度値を得た。もう一つは、鈴木・春木(1994)によるState-Trait Anger Expression Inventory日本語版のうち、特性怒り尺度10項目(「人の前で非難されたりすると怒りを感じる」「良いことをしたのに認められないといらいらする」など)を用いた。回答は1(全く当てはまらない)～4(よく当てはまる)の4段階で、項目の評定値を合計して尺度値を求めた。

また、ネガティブな感情状態を測定するために、松尾と伊東(2013a, b)で用いたものと同じJuror Negative Affect Scale (JUNAS; Bright & Goodman-Delahunty, 2006)を用いた。裁判員としての判断などを尋ねる質問項目として、松尾と伊東(2013a, b)と同様のものを用意したが、被

告人に対する怒りと同情、被害者に対する同情と嫌悪、被害者の母親に対する同情と嫌悪の程度を尋ねる項目(5段階)が加えられた。

### 手続き

小集団実験で行い、1セッション1～4名が参加した。初めに、参加者に対し、ビデオの審理を見て、裁判員になったつもりで被告人に対する有罪無罪判断を行うように教示を行った。基本的な実験の流れとしては、参加者はまず、ネガティブな反すう、怒りの持続しやすさ、特性怒りを測定する質問項目に回答し、模擬裁判ビデオを視聴したのちに、裁判員としての判断などの質問紙に回答した。半数の参加者は、VISを含む模擬裁判ビデオを、残りの半数は、VISを含まないビデオを視聴した。

説示条件の参加者は、裁判員としての判断を行う直前に、口頭で以下の内容の説示を受けた。「これから、裁判員として有罪か無罪かを判断する際の原則を2点ご説明します。1点目は、『裁判は証拠に基づき判断する必要がある』ということです。ビデオの中には『冒頭陳述』や『検察側の論告』『弁護側の意見』などがありましたが、それらは意見であって証拠ではありません。参考にしても構いませんが、基づく必要はありません。2点目は、『疑わしきは被告人の有利に』ということです。これは、被告人の有罪が十分証拠づけられた場合に有罪と判断する、ということです。以上の2点を踏まえて、被告人の有罪無罪を判断してください。」説明条件の参加者は、ビデオを視聴しての自らの考えを他者に説明するつもりで紙に書くよう求められた。これらの操作は、ネガティブな感情を抑制する効果を持つことを期待して導入された。

すべての参加者は、実験の各段階で2回から3回、JUNASに回答するよう求められた。これらの段階は、ビデオ視聴前(全参加者)、ビデオ視聴後(全参加者)、感情制御手続(説示もしくは説明)後(説示条件と説明条件のみ)の3つであった。

## 結 果

### 有罪判断率

各条件における有罪判断率を図1に示す。カイ二乗検定を行った結果、感情制御の有意味な効果がみられた( $\chi^2(2, N=119)=7.99, p<.05$ )。ライアン

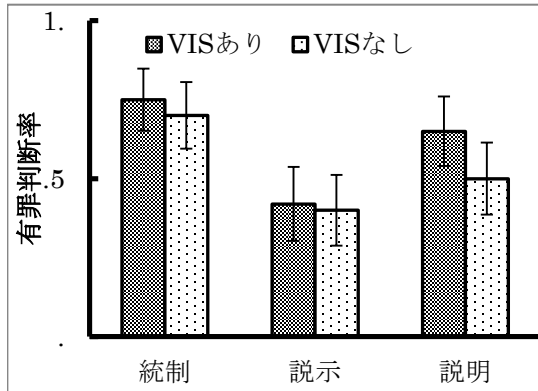


図 1. 各条件における有罪判断率  
(エラーバーは標準誤差を示す)

法による下位検定を行ったところ、コントロール条件(.73)と説示条件(.41)の差が有意であった( $\chi^2(1, N=79)=7.98, p<.005$ )。説明条件(.58)と他の2条件との間には有意差はなかった( $p>.1$ )。また、VIS 要因による効果は見られなかった( $\chi^2(1, N=119)=0.72, p>.10$ )。

#### JUNAS による感情状態

裁判員としての判断を行う直前の、最後の JUNAS の評定値について VIS の有無と感情制御を要因とする  $2 \times 3$  の分散分析を行ったところ、主効果、交互作用とも有意ではなかった。ビデオ視聴前の JUNAS 評定値に条件により高低が見られたため、最後の JUNAS 評定値からビデオ視聴前の JUNAS 評定値を引いた差を求め、同様の分散分析を行った。差の全体平均は 0.28 と正の値となり、ネガティブ感情が強くなったことがうかがわれたが、やはり主効果、交互作用とも見られなかった。感情カテゴリー別の下位評定値についての分析も同様の結果であった。

裁判ビデオの VIS 以外の部分の視聴によりネガティブ感情が変化するかを見るために、VIS なし感情制御なし(コントロール)の条件におけるビデオ視聴前後の JUNAS 評定値の比較を行った。ビデオ視聴前(1.12)に比べ視聴後(1.50)は有意に高く( $F(1,19)=9.76, p<.01$ )、VIS を視聴しなくても裁判ビデオの視聴によってネガティブ感情が強くなったことが示された。さらに VIS の視聴も加わった効果を確認するために、VIS あり条件の3群についてビデオ視聴前とビデオ(VIS 含む)視聴後の JUNAS 評定値について評定の時期と感情制

御を要因とする  $2 \times 3$  の分散分析を行った。その結果、視聴前(1.45)に比べ視聴後(1.75)の JUNAS 評定値は有意に高かった( $F(1,56)=1.92, p<.05$ )が、感情制御の効果は有意ではなかった。ビデオの視聴前後の評定値の差は、VIS を含まないバージョンを視聴した場合に比べ大きくはなく、数値上はむしろ小さかった。次いで、感情制御操作による感情の変化を見るために、VIS あり条件のうち感情制御を行った2群において、感情制御前(VIS 視聴後)と感情制御後の JUNAS 評定値を比較した。2(評定時期)  $\times$  2(感情制御; 説示 vs. 説明)の2要因の分散分析の結果、評定時期の効果に有意な傾向が見られた( $F(1,37)=3.91, p<.10$ , 感情制御前; 1.71、感情制御後; 1.62)。

以上、個人内の比較では、裁判ビデオや VIS の視聴、感情制御といった実験操作は参加者のネガティブ感情に影響を与えていることが示されたが、個人間の比較では感情状態に有意な違いは見られなかった。さらに VIS の提示が単独で効果を持っているかどうかは実験計画の都合上、確認ができなかった。

#### 個人に対する感情

被告人、被害者、被害者の母親に対する計6つの感情評定値について、VIS の有無と感情制御操作を要因とする  $2 \times 3$  の多変量分散分析を行った。その結果、VIS の効果が有意であった( $F(6, 108)=5.34, p<.001$ )。また、交互作用に有意傾向が見られた( $F(12, 216)=1.71, p<.10$ )。感情制御の効果は有意ではなかった。個々の感情についてみると、有意な VIS の効果が、被害者に対する嫌悪と被害者の母親に対する嫌悪に見られ( $ps<.05$ )、被告人に対する怒りと被疑者の母親に対する同情に有意傾向が見られた( $ps<.10$ )。VIS は被告人に対する怒りと被害者の母親に対する嫌悪を強め、被害者に対する嫌悪と被害者母親に対する同情を弱めていた。

#### 感情と有罪・無罪判断の関連

参加者のネガティブ感情に関する特性、感情状態、有罪・無罪判断間の関連を調べるために、これらの指標間の相関係数を計算したものを表1に示す。1%水準で有意な相関がみられた指標に注目すると、有罪の確信度との間に相関がみられるのは、被告人に対する怒りと同情のみであり、ピ

表 1. 感情に関する個人特性、感情状態、有罪確信度間の相関

	AL	TA	J1	J3	AD	SD	SV	DV	SM	DM
反すう RUM	.370**	.273**	.193*	.206*	.150	.076	.070	.140	.028	.020
怒りの持続 AL		.625**	.283**	.307**	.308**	.053	.122	.104	.153	.105
特性怒り TA			.192*	.252**	.290**	.137	.116	.251**	.070	.179
ビデオ前の JUNAS J1				.475**	.172	-.002	.027	.091	.124	.131
判断前の JUNAS J3					.415**	.194*	.231*	.163	.252**	.123
被告人への怒り AD						-.191*	.334**	-.041	.168	.240**
被告人への同情 SD							.097	.557**	.193*	.150
被害者への同情 SV								-.092	.468**	.273**
被害者への嫌悪 DV									.084	.171
母親への同情 SM										-.045
母親への嫌悪 DM										
有罪確信度 CG										

\*: 5%水準で有意、\*\* 1%水準で有意

ビデオ視聴前や判断前の JUNAS 評定値との間にはほとんど相関がみられなかった。また、怒りの持続しやすさや特性怒りなど、怒りに関する個人の特性は、JUNAS や個人に対する怒りや嫌悪と関連を持つことが示された。

そこで、有罪確信度と 1%水準で有意な相関を示した被告人に対する怒りと同情の評定値を取り上げ、また、個人に対する感情に VIS の有無が有意に効果を持っていたことにも注目し、これらとの間に有意な相関がみられた怒りに対する個人特性、有罪確信度との因果関係のモデル化を、共分

散構造分析を用いて、試みた。さまざまなモデル(逐次的モデル)を比較したところ、図 2 に示すモデルの適合度が最もよかった。適合度指標は、GFI=.978、AGFI=.945、CFI=.983、RMSEA=.033 であり、推定値もすべて 5%水準で有意であった。VIS の有無、被告人に対する怒り、被告人に対する同情、有罪確信度間のパスの引き方を変更した場合、図 2 のモデルより適合の良いモデルは得られなかった。

### 考 察

本研究の目的は、被害者による感情的な意見陳述、および感情制御操作が、裁判員による有罪・無罪の判断および裁判員の感情に影響を与えるか否かを検討することであった。実験の結果、有罪判断率は VIS の有無によって変わらず、JUNAS による感情状態の評定値にも VIS の有無による影響は見られなかった。一方感情制御についてみると、裁判員としての判断を求める直前に説示を与えることが、有罪判断率を減少させた。しかし、感情制御の操作が JUNAS の評定値に影響を与えることはなかった。

松尾と伊東(2013a)では見られた、VIS のネガティブ感情、有罪判断率への影響が見られなかった理由としては、本実験においては喚起された感情が十分に強くなかったことが考えられよう。個人内の比較では、裁判ビデオの視聴や感情制御が感情に影響を与えていることは示されているが、

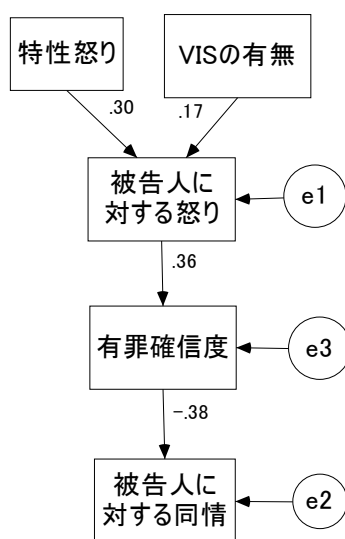


図 2. VIS の有無、被告人に対する感情、有罪確信度間の関係のモデル (数値は標準化推定値)

VIS が単独で感情に影響を与えているかは疑わしい。より強い感情を喚起する VIS の材料を用いた実験を行うことが必要であろう。

実験材料として用いた VIS に関しては、松尾と伊東(2013a)の実験ではスライドの文章とナレーションにより VIS が提示されたが、本実験では役者が演じたビデオであった。このような材料の場合、実験参加者が「役者が演じているのだ」という見方をしてしまい、強い感情が喚起されなかった可能性も考えられよう。

一方、被告人、被害者、被害者遺族(母親)に対する感情に目を向けると、VIS の影響が見られるものがいくつかあった。対象や感情の種類によって効果の方向が異なっていることから、これらの感情は認知的な解釈が強かかわった感情であるといえよう。このような感情に対しては、VIS の影響は表れやすいのかもしれない。この理由の一つとして、対象がはっきりしている場合の方が自分の感情を評価しやすいのではないか、ということが考えられる。あるいは、「このような状況ではこのような感情を感じるはずだ」といった、むしろ認知が先行した判断が評定に現れたためである可能性も考えられよう。

感情に関する個人特性、感情状態、有罪・無罪判断の間の関連に関しては、以下の点が注目に値しよう。まず、個人特性、特に怒りの持続しやすさと特性怒りがいくつかの感情状態の指標と有意な相関を示している点である。もう一つは、感情状態の中で有罪確信度と相関がみられたのは、JUNAS で測られた一般的で特定の対象に限定されないネガティブ感情ではなく、特定の個人に向けられた感情である、という点である。これらの関係と、先に述べた、VIS の影響が JUNAS の評定値には見られないが特定の個人に対する感情には見られた、という結果を合わせて考察すると、VIS の効果が個人に対する感情を介して有罪・無罪の判断に影響を与えている可能性も考えられる。

この可能性を確かめるために、個人特性、個人に対する感情評定値、有罪確信度の関係のモデルでは、図 2 に示したモデルがよい当てはまりを示した。すなわち、VIS は被告人に対する怒りをある程度強めるが、被告人に対する怒りの程度は、怒りっぽい、怒りが持続しやすい、といった個人

差の影響を強く受ける。そして、被告人に対する怒りは被告人を有罪とする方向に裁判員を動かす。一方、被告人に対する同情は、被告人を有罪と考えることにより弱まるものと考えられる(悪いことをしたのだから、同情には値しない、など)。このモデルの妥当性は、より多くのデータにより検討される必要があると考えられるが、本実験の結果は VIS の有罪・無罪判断への影響を否定するものというより、影響が存在する可能性を示すものであるということができよう。

感情制御は、個人内の比較結果からは、ある程度の効果があったことが示されているが、個人間の比較で差が表れるほどの効果は見られなかった。にもかかわらず判断前に教示を与えることが有罪判断率を減少させたのは、感情の変化を介して、というよりも、認知に直接的に働きかけたためと考えられるであろう。

## 文 献

- Bright, D. A., & Goodman-Delahunty, J. (2006). Gruesome evidence and emotion: Anger, blame, and jury decision-making. *Law and Human Behavior, 30*, 183-202.
- 伊藤拓・上里一郎 (2001). ネガティブな反すう尺度の作成およびうつ状態との関連性の検討. *カウンセリング研究, 34*(1), 31-42.
- 松尾加代・伊東裕司 (2013a). 感情を喚起する情報が模擬裁判員の事実認定判断とネガティブ感情に及ぼす影響. 本報告論集.
- 松尾加代・伊東裕司 (2013b). マインドセットと説示の効果: システムティック情報処理が判断と怒りに及ぼす影響. 本報告論集.
- 鈴木平・春木豊 (1994). 怒りと循環器系疾患の関連性の検討. *健康心理学研究, 7*(1), 1-13.
- 渡辺俊太郎・小玉正博 (2001). 怒り感情の喚起・持続傾向の測定 —新しい怒り尺度の作成と信頼性・妥当性の検討—. *健康心理学研究, 14*(2), 32-39.